

契約以外の方法での制限の明示について

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（以下「家畜遺伝資源法」という。）の保護対象となる「家畜遺伝資源」の定義として、家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す、家畜改良増殖法に基づき指定された特定家畜人工授精用精液等であつて、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省令で定める行為により制限を明示したものをいうこととした。

このうち、「その他農林水産省令で定める行為」については、契約を締結する前に窃取等された特定家畜人工授精用精液等についても、差止請求や罰則等の対象となる家畜遺伝資源として捉えられるよう、家畜遺伝資源法施行規則において、契約以外で制限を明示する行為を、以下のとおり定めている。

- ① 業として行う特定家畜人工授精用精液等の譲渡又は引渡しに係る契約の内容とすることを目的として準備した条項（民法に規定する定型約款の個別の条項を含む。）であつて、当該制限をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する行為
- ② 新增殖法に基づく家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書に制限を表示する行為
- ③ 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に、制限があることを表示するものとして需要者の間に広く認識されている文字、図形若しくは記号又はこれらの結合（以下「略称」という。）を表示する行為

このうち、③の特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する略称として、最も一般的に締結されている契約内容である「国内のみに使用可能地域を制限すること」を表示する略称は以下のとおりとする。

(R)

※ 丸括弧でアルファベットの大文字のR（アール）を囲むこととする。

※ 全角、半角の別を問わない。